# (独)年金・健康保険福祉施設整理機構(RF0)による 社会保険病院等の財務及び内部統制に関する調査について

# 1 調査の背景・経緯について

○ 社会保険病院等は、過去に国が厚生年金保険等の保険者として、保険料を財源 に設置した公的病院である。

現在、この病院等の土地・建物等の資産は、国が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「RFO」という。)に出資して移管した上で、譲渡に至っていない病院等については、RFOが以下の3団体に経営を委託している。

- 社団法人全国社会保険協会連合会(全社連)
- 財団法人厚生年金事業振興団(厚生団)
- 財団法人船員保険会(船保会)
- O RFOは、平成23年6月の法律改正により、平成26年4月に、地域医療の確保等を目的とした独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「新機構」という。)に改組することとされている。

このため、RFOは、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、

- ① 社会保険病院等の財務と内部統制の状況、② 改組時の清算に向けて各病院の資産・収益等、を把握するための調査を監査法人に委託して行っている。
- 〇 この調査は、平成 24 年 9 月中旬から開始し、平成 25 年 2 月までに全病院の実 地調査を終了する予定であり、調査対象は以下のとおりである。

• 全社連: 49 病院 (※平成24年9月時点で譲渡対象として選定されていた2病院は含まれない。)

厚生団:7病院船保会:3病院

〇 この調査は、現在実施中であるが、平成24年11月21日までに実地調査を行った計23病院(うち全社連:19病院、厚生団:1病院、船保会:3病院)について、RFOからの報告により、別添のとおり複数の病院で財務・会計処理の問題が明らかとなったので、平成25年2月の調査終了を待たずに、中間的に公表するものである。

# 2 調査結果(中間報告)の概要

○ 調査結果(中間報告)は別添のとおり。その概要は以下のとおりである。

#### 【調査結果(中間報告)の概要】

#### <調査における主な指摘>

- I 原因を説明できない差額等について・・17 病院
  - ・ 医業未収金について、あるべき残高との間に原因を説明できない差額がある
  - ・ 平成 23 年度以前の決算において不明金について特別損失等の決算処理をせざるを得ない状況となったものの、不明金の発生原因の解明がされていない など
    - ※ 平成 22 年度又は平成 23 年度決算において、原因究明をせずに不明金を特別損失で処理したもの: 4 病院 合計約 5 億 1400 万円

#### Ⅱ 会計の体制・処理について・・23 病院

- ① 会計処理の相互牽制体制が不十分・・23 病院
  - ・ 診療等に関する領収証、預かり証の連番管理がされておらず、現金管理が適切に実施されているか確認が困難な状況にある など
- ② 問題がある会計処理について・・10 病院
  - 治験受託料収入など病院に帰属すべき収入のうち、一部が簿外処理となっており、その後の使途が適切に把握・管理されていない など
- ③ 会計ルールの理解誤りについて・・20 病院
  - ・ 固定資産や棚卸資産等について実査が行われておらず、台帳と現物との間に不一致 が見られる など

#### <指摘を受けた病院が行うべき主な対応>

- 〇 医業未収金にかかる差額や原因究明せずに決算処理した不明金については、徹底した原 因究明を行い、必要に応じて、平成 24 年度決算で決算修正を行う。
- 治験受託料収入等については簿内処理するとともに、経理部門で使途を適切に管理する。
- 正しい会計ルールを理解し、今後の会計処理を適正に行うとともに、過去の誤りについては必要な修正を行う。

#### <決算修正の必要性>

- 〇 実地調査で監査法人からなされた指摘に関し、誤った会計処理について必要な修正を行うこととなる結果、全社連病院では、既に実地調査を行った 19 病院のうち 17 病院が、平成 24 年度決算において特別損失等を計上し、平成 23 年度決算の修正を行うこととなる(船保会 3 病院と厚生団 1 病院は決算修正の必要はない。)。
- ※ 船保会3病院、厚生団1病院については、会計処理の相互牽制体制等について一部の指摘はあったものの、全社連病院で指摘されているような重大な問題点は指摘されていない。
- ※ 詳細は、別添参照(「(独) 年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO) による社会保険病院等の財務及び内部統制調査結果について(中間報告)」(平成24年12月17日 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構))。

# 3 調査結果(中間報告)を踏まえた厚生労働省の対応

- 今般の調査では、全社連病院の現状は、
  - ・ 原因を説明できない差額や平成 22 年度又は平成 23 年度決算における多額の 特別損失処理等が複数の病院で確認されていること
  - ・ 平成 24 年度決算においても平成 23 年度決算の修正が必要と思われる病院や 相互牽制体制が不十分である等の会計処理上の問題がある病院が多数存在する こと

が明らかとなった。

こうした調査結果(中間報告)を踏まえると、各病院の問題もあるが、全社連病院の財務及び内部統制の不備の主たる原因は、病院の運営を指導する立場にある全社連本部のガバナンスが適切に機能していないことにあると考えられる。

○ 全社連は、経営受託している健康管理センター職員による不正経理事件を受け、 平成17年に厚生労働省から、各施設での外部監査の導入など組織管理体制の改善を徹底するよう指導を受けていたにもかかわらず、外部監査は本部のみを対象 とし、各病院への外部監査の導入を行っていなかった。

また、全社連病院においては、監査法人による会計業務に関する指導・助言がなされており、全社連本部もこの指導・助言の内容を把握し、各病院への改善指示を行っていたが、改善状況の把握やそれを踏まえた各病院への指導について適切な対応は取っていなかった。

- 〇 厚生労働省としては、RFO からの中間報告を受けて、病院及び全社連本部の財務・会計処理や内部統制が適正に行われるよう、当面、直ちに以下の対応を行う。
  - ① 個々の全社連病院に対しては、以下の点について病院経営の委託元である RFO から指導させる。
    - ・ 医業未収金に係る原因を説明できない差額や原因究明せずに決算処理した不明金については、平成24年度決算に間に合うよう、徹底した原因究明を行わせる。その結果、必要に応じて、平成24年度決算で決算修正を行わせる。 決算修正については、修正内容の正確性、客観性を担保するため、RFOが委託する監査法人による検証を経て行うものとする。
    - ・ 会計処理の相互牽制体制については、領収証等について連番複写式のもの を使用することなど、直ちに指摘を受けた事項に適切に対応し、会計処理の 相互牽制が働くよう業務方法を見直させる。
    - ・ 簿外処理されていた治験受託料収入については簿内処理するとともに、経 理部門で使途を適切に管理するなど、問題がある会計処理について直ちに改 善を行い、必要に応じて、平成24年度決算で決算修正を行わせる。
    - ・ 会計ルールの理解誤りについては、固定資産の実査を行わせるなど、直ち に過去の誤りについて修正を行い、今後の会計処理を適切に行わせる。

- ② 全社連本部に対しては、以下の点について厚生労働省から指導を行う。
  - ・ 不適切な財務・会計処理が行われてきた背景・原因を明らかにし、問題の 所在を明らかにするなど、全社連本部体制の総点検を行う。その上で、全社 連の法人としてのガバナンスを強化するよう、その組織体制の見直しを行う。
  - ・ 今般の調査を踏まえた財務・会計処理の改善や平成24年度決算における決 算修正の対応については、病院経営の委託元であるRF0に協力し、その指導 方針に従う。
  - RFO と全社連との病院経営の委託契約を見直し、全ての病院について外部監査の導入と、監査結果の RFO への報告を義務付ける。
- 厚生労働省としては、平成17年の全社連に対する指導について、その取組のフォローアップを十分に行うべきであった点を反省し、今般の調査の指摘事項について、全ての全社連病院で改善が確実に図られるよう、以上の点について、厳正に対処していくこととする。

さらに、RFOからの全病院の実地調査が終了した段階での報告を踏まえ、必要があれば、さらなる追加的な措置を講じる。